

2023年4月より原則発注者指定型の週休2日制工事になります

～完全週休2日制・週休2日制工事実施要領の改正について～

1.改正の概要・背景

- 週休2日のとれる現場環境整備のため、2023年4月より、建設局、都市・交通局の発注する土木工事においては**原則発注者指定型の週休2日制工事**として発注します。

2.週休2日制工事への取組方法及び改正のポイント

- 対象工事は、工事名の末尾に“(週休2日)”と表記されます。【改正なし】
- 対象工事では、施工計画書を提出するまでに、「完全週休2日制工事」又は「週休2日制工事(休工日を土日に限らない)」のいずれかを選択し、休工の取得計画が分かる実施工程表を監督員へ提出します。【改正なし】
- 当初設計において、4週8休以上達成の経費を計上します。現場完了後、未達成の場合は経費を変更します。【改正なし】
- 基準を達成した場合、工事成績評価において評価します。【一部改正】

完全週休2日制工事に、
取組みやすくなりました！

◆改正のポイント

完全週休2日制工事における工事成績評価の基準が変わります

2022年度まで	2023年度以降
完全週休2日取得率が 90%以上	完全週休2日取得率が 70%以上 かつ 休日取得率が 28.5%(2/7以上)

- 工事成績評価において評価した場合、取組証^{*}が発行されます。【一部改正】

取組証^{*}…総合評価で加点評価の際に必要となります。

◆改正のポイント

2022年度まではすべての対象工事で発行していましたが、2023年度からは、**発行を希望する場合は申し出が必要**になります。

- 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、**工事成績評価において減点**します。【新規】

◆改正のポイント

「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、**2点減点**するとともに、**未達成の要因及び改善策の報告**が必要となります(受注者の責によらない場合を除く)。

- ▲ 従来から全ての工事で週休2日を見込んだ工期設定をしておりますので、発注者指定型の週休2日制工事になることによって、工期が長くなることはありません。

詳しくは、「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」をご確認ください。